

コミュニティ通訳・翻訳ボランティア  
語学スキルチェック事業（中国語）  
－企画提案公募要領－

平成 26 年 7 月

公益財団法人 大阪府国際交流財団

## 目 次

1	事業概要	-1-
2	業務内容	-1-
3	スケジュール	-1-
4	公募参加資格	-1-
5	応募手続	-2-
6	質問受付	-4-
7	審査方法	-4-
8	契約手続	-5-

## 1 事業概要

公益財団法人大阪府国際交流財団は、大阪に住んでいる外国人の方に対するコミュニケーションの橋渡しを公的機関などで行う「コミュニティ通訳・翻訳ボランティア」を育成するための事業を展開してきました。

つきましては、コミュニティ通訳・翻訳ボランティアの登録者及び登録希望者を（公財）大阪府国際交流財団及び市町村国際交流協会等において有効活用するために、コミュニティ通訳・翻訳者としての中国語のレベルチェックを行うことを目的として実施します。

## 2 事業内容

別添の仕様書を参照してください。

## 3 スケジュール

平成 26 年 7 月 22 日（火）	公募・質問受付開始
平成 26 年 8 月 5 日（火）	質問受付締切
平成 26 年 8 月 19 日（火）	公募締切
平成 26 年 8 月 22 日（金）	審査
平成 26 年 8 月下旬 予定	契約締結
平成 26 年 契約締結後	事業開始
平成 26 年 11 月から 12 月上旬	スキルチェックテスト実施
平成 27 年 2 月 28 日（金）	事業終了

## 4 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ないもの

キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の

例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) この公示の日から契約の相手方を決定するまでの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者

ウ 大阪府を当事者の一方とする契約（大阪府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し大阪府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

## 5 応募手続

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。「4 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

### (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

#### ア 配布期間

平成26年7月22日（火）14時～平成26年8月19日（火）14時まで

#### イ 配布方法

（公財）大阪府国際交流財団のホームページ（<http://www.ofix.or.jp/>）からダウンロードしてください。（窓口や郵送での配布はいたしません。）

#### ウ 申請受付期間

平成26年7月22日（火）14時から平成26年8月19日（火）17時まで  
（土曜日及び日曜日を除く。9時15分から17時まで）

#### エ 提出方法

書類は郵送又は持参で提出してください。

郵送の場合は、平成26年8月19日（火）必着とし、持参の場合はあらかじめ来訪日を連絡のうえ、必ず「オ 申請先」に持参してください。

#### オ 申請先

（公財）大阪府国際交流財団 企画推進課 大阪府中央区本町橋2-5 マイドームおおさか5階 TEL：06-6966-2400 FAX：06-6966-2401
--

## カ 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

## (2) 応募書類

提案公募の応募にあたっては、次の書類を提出してください。

- ア 様式1 応募申込書 【原本1部、コピー6部】  
イ 様式2 企画提案書 【原本1部、コピー6部】  
ウ 様式3 企画提案書見積額明細書 【原本1部、コピー6部】  
エ 様式4 事業実績申告書 【原本1部、コピー6部】  
上記（様式4）に加え、別途過去に実施した類似の業務実績の詳細資料  
【様式自由：6部】
- オ 様式5 組織体制届出書 【原本1部、コピー6部】  
カ 様式6 委任状（事業主体が支社等の場合は提出ください。）【原本1部】  
キ 様式7 誓約書（参加資格関係） 【原本1部】  
ク 定款又は寄付行為の写し【1部】（原本証明してください。）  
ケ① 法人登記事項証明書又は登記簿謄本の原本【1部】  
・法人の場合に提出してください。  
・提出の日において、発行日から3ヶ月以内のもの  
② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書又はこれに準ずるもの【1部】  
・個人の場合に提出してください。  
・発行日から3ヶ月以内のもの  
・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの  
③ 法務局が発行する成年後見登記にかかる登記されていないことの証明書【1部】  
・個人の場合に提出してください。  
・発行日から3ヶ月以内のもの  
・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明  
コ 納税証明書の原本【各1部】  
（未納がないことの証明：提出の日において、直近のもの）  
① 大阪府の府税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書  
・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。  
② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書  
サ 財務諸表の写し（最近1ヶ年のもの：半年決算の場合は2期分）【1部】  
① 貸借対照表  
② 損益計算書  
③ 株主資本等変動計算書  
シ 障害者雇用状況報告書の写し【1部】  
・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が50人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し  
・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は受付印不要）  
・報告義務のある方のみ提出してください。  
ス 共同企業体で参加の場合  
上記に加え、別途提出が必要な様式がありますので、大阪府国際交流財団までお問い合わせください。

## (3) 応募書類の返却

応募書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用

しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 応募書類の提出に際しては、正本及びコピーのセットをそれぞれA4紙ファイルに綴って提出してください。応募書類は紙媒体のほか、電子媒体(CD-R等)でも提出してください。

ウ 表紙及び背表紙には提案業務タイトルと、提案事業者名等を記入してください。

〈記入例〉

コミュニティ通訳・翻訳ボランティア語学スキルチェック事業(中国語)に係る  
企画提案書

事業者名 株式会社〇〇〇〇〇〇(法人名)

エ 書類提出後の差替えは認めません(財団が補正等を求める場合を除く)。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 6 質問受付

(1) 受付期間

公募開始日から平成26年8月5日(火)16時まで

(2) 提出方法

・下記電子メール又はファクシミリで受け付けます。

電子メールアドレス：info@ofix.or.jp FAX：06-6966-2401

・質問票【様式8】に記載のうえ、お送りください。

・「件名」に「[質問]」と明記してください。

・送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

・質問への回答は(公財)大阪府国際交流財団 ホームページ(<http://www.ofix.or.jp/>)に掲載し、個別には回答しません。

・電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

## 7 審査方法

(1) 審査方法

ア 提出された応募書類に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査は、平成26年8月22日(金)を予定しています。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、事業金額にかかる配点を除く80点満点中48点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 事業候補者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた応募者全員に通知いたします。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、最優秀提案者(契約交渉の相手方)とその

得点、全応募者名（申込順）、全応募者の得点（得点順）、選定委員会の議事要旨及び選定委員の氏名等について（公財）大阪府国際交流財団ホームページ（<http://www.ofix.or.jp/>）で公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と（公財）大阪府国際交流財団との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 採択された提案については、採択後に（公財）大阪府国際交流財団と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(3) 契約金額の支払いについては年度終了後及び業務終了後の検査に合格後とします。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者。

イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者。

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付する必要があります。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価値が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価値）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は（公財）大阪府国際交流財団が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下、この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

エ 銀行又は（公財）大阪府国際交流財団が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

オ 銀行又は（公財）大阪府国際交流財団が確実と認める金融機関に対する定期預金

債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は（公財）大阪府国際交流財団が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を（公財）大阪府国際交流財団に寄託しなければならない。

イ 契約相手方から契約保証金免除申請があった場合であって、国（公社及び公庫を含む。）、大阪府、（公財）大阪府国際交流財団又はその他行政機関と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去5年間で1件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき。